

転居届 に伴う諸手続き

令和6年6月時点



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。 内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	印鑑登録をしている方	* 手続きは不要です。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	マイナンバーカードをお持ちの方	* マイナンバーカードに新住所を記載しますので【マイナンバーカード】をお持ちください。 * マイナンバーカードに余白がない場合は、再交付になります。（交付手数料は無料） * カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。 * 暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。	
☐	電子証明書をお持ちの方 (マイナンバーカードに格納されています)	* 利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 * 署名用電子証明書は失効します。必要な方は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。申請には【英数字6～16桁の暗証番号】が必要です。 * 転居届と同時に電子証明書の交付を希望する場合は、同一世帯の方が代理で申請するときは、【委任状(暗証番号の記入及び封入・封緘処理されたもの)】が必要です。	
☐	住民基本台帳カード (住基カード)をお持ちの方	* 顔写真つき住基カードは、新住所を記載しますので【住基カード】をお持ちください。 * 住基カードの記載欄に余白がない場合は、マイナンバーカードを申請してください。 * QRコードが印刷されている住基カードは、カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。 * 暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【住基カード・顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。	
☐	内子町国民健康保険に加入している方	* 新住所の保険証を交付しますので、加入者全員の【保険証】をお持ちください。 * 世帯構成員に変更があった場合、保険税を再計算し、後日税務課より通知します。 * 最近、就職・退職による保険の変更があった場合は、変更手続きが必要です。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 (保険税について) 税務課
☐	内子町国民健康保険の各種認定証をお持ちの方	* 新住所の認定証を交付しますので、【各種認定証】をお持ちください。	国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	* 新住所の保険証は、後日郵送します。 * 旧住所の保険証は、お返しく下さい。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	後期高齢者医療保険の各種認定証をお持ちの方	* 新住所の認定証を交付しますので、【各種認定証】をお持ちください。	
☐	国民年金に加入している方	* 手続きは不要です。 * 納付書はそのままお使いください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	子ども医療費受給者証をお持ちの方	* 新住所の受給者証を交付しますので、全員の【受給者証】をお持ちください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方 (公務員を除く)	* 住所変更届をしてください。 * 受給者と子どもが別世帯の場合は、手続きが必要です。事前に係へお問い合わせください。	
☐	保育園・幼稚園等に入園している、または入園申込をしている子どもがいる方	* 【支給認定証】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	
☐	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	* 新住所の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。	
☐	児童扶養手当を受給している方	* 【児童扶養手当証書】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	* 新住所の保険証は、後日郵送します。 * 旧住所の保険証は、新しい保険証が届いてからお返してください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方	* 【各手帳】をお持ちになり、住所変更届をしてください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	* 新住所の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。	
☐	特別児童扶養手当を受給している方	* 【特別児童扶養手当証書】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	
☐	犬を飼っている方	* 犬の所在地や飼い主に変更があった場合は、登録事項変更届をしてください。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
☐	防災行政無線（個別受信機）をお持ちの方	* 設定変更が必要ですので、【受信機】を係へお持ちください。	総務課危機管理班 消防防災係 ☎0893-44-6150
☐	水道・下水道を使用している方	* 旧住所地の開栓、または名義変更の手続きをしてください。 * 新住所地の開栓、または名義変更の手続きをしてください。（開栓手数料 1,980 円） * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
☐	現在と異なる自治センター管内へ転居する方	* ごみ収集日程表を配布します。 * 生ごみ収集地区へ転居する方には、生ごみバケツを配布します。	環境政策室 ☎0893-44-6159
☐	町営住宅にお住まいの方、新たに同居する方	* 入居者全員が退去する場合は、転居日の5日前までに退去届をしてください。 * 新たに同居する方は、同居承認申請をしてください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
□	小・中学校に 子どもが通学している方	* 同一校区内の転居の場合は、学校へ新住所を連絡してください。 * 校区をまたがる転居の場合は、在学している学校で【在学証明書】を受け取り、新しい学校で転校手続きをしてください。 * 校区外通学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 （内子分庁） ☎0893-44-2124